

お客さま各位

大同火災海上保険株式会社

新型コロナウイルス感染症追加補償特約の改定について

拝啓

平素より弊社業務につきまして、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたび弊社では、2020年5月20日にご案内した新型コロナウイルス感染症追加補償特約について、商品改定を行うことといたしましたので、その概要についてご案内いたします。

末筆ながら、皆様のますますのご発展をお祈り申し上げます。なお、本改定に伴う追加保険料はございません。

敬具

記

1. 背景

当社は、2020年5月20日に新型コロナウイルス感染症による喪失利益を補償対象とする改定を2020年2月1日に遡及して実施いたしました。また、2020年11月2日には、新型コロナウイルス感染症等対応費用補償特約の販売を行うなど、損害保険会社の社会的責任を果たすべく新型コロナウイルス感染症等を補償する商品の販売を行っています。

一方で、日本国内、沖縄県内の感染拡大の状況が続いていることや、新型コロナウイルス感染症に限らず、指定感染症や新感染症に対するリスクからも包括してお守りする観点から、補償条件の見直しが必要との判断に至りました。つきましては、以下のとおり改定を実施いたします。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

2. 商品改定の概要

(1) 補償対象となる感染症の範囲拡大

「食中毒・特定感染症利益補償特約」に自動付帯される「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」について、補償対象となる感染症の範囲を拡大する改定を実施いたします。本改定に伴い、特約名称を「新型コロナウイルス感染症等追加補償特約」に変更いたします。

| 対象となる感染症 | |
|--------------|---|
| 現行 | 改定後 |
| 新型コロナウイルス感染症 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症 ・指定感染症（注） ・新感染症 |

（注）感染症法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。

(2) 支払限度額の変更

現行、食中毒・特定感染症利益補償特約で設定した保険金額を限度としていましたが、改定後は、1事故・保険期間中につき500万円の上限を設けます。

| 支払限度額 | |
|----------------------|--|
| 現行 | 改定後 |
| 食中毒・特定感染症利益補償特約の保険金額 | 1事故・保険期間中につき500万円または食中毒・特定感染症利益補償特約で設定した保険金額のいずれか低い額 |

(3) 支払限度日数の新設

支払限度日数については、食中毒・特定感染症利益補償特約で定めたる補期間を限度としていましたが、15日間を限度日数とします。ただし、食中毒・特定感染症利益補償特約で15日間より短い日を選択している場合は、その日を限度日数とします。

| 支払限度日数 | |
|-------------------------|---|
| 現行 | 改定後 |
| 食中毒・特定感染症利益補償特約で定めたる補期間 | 15日間または食中毒・特定感染症利益補償特約で設定したてん補期間のいずれか短い期間 |

(4) 保険料

改定による保険料の改定はありません（現行と同様、割増保険料なし）。

3. 実施時期

2021年3月1日保険始期契約（特約の中途付帯日を含む）

以上